

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴門市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

鳴門市長

公表日

令和6年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく事務のうち以下の事務について特定個人情報ファイルを取り扱う。 1. 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2. 被保険者証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。) 3. 介護給付、予防給付、地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業又は市町村特別給付の支給に関する事務 4. 要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5. 要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6. 地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7. 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8. 居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 9. 保険料滞納者に係る支払方法の変更に係る事務 10. 保険給付の支払の一時差止めに関する事務 11. 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 12. 保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 13. 保険者事務共同処理業務 ※本市では、「13. 保険者事務共同処理業務」について、徳島県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 宛名管理システム 3. 中間サーバー 4. 統合利用番号連携サーバー 5. 収納管理システム 6. 滞納管理システム 7. 伝送通信ソフト 8. サービス検索・電子申請機能 9. 申請管理システム ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で本市と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、本市と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)被保険者資格情報ファイル (2)保険料情報ファイル (3)受給者情報ファイル (4)給付情報ファイル (5)収納情報ファイル (6)滞納情報ファイル (7)伝送通信ファイル ※伝送通信ファイル(受給者情報異動連絡票データ・受給者情報訂正連絡票データ)は暗号化し、国保連合会へ送信する。	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項、別表の100の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項 (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,5,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,131,132,144,156,161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部長寿介護課
②所属長の役職名	長寿介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鳴門市総務課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鳴門市長寿介護課 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 088-684-1192
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	追加	13. 保険者事務共同処理業務 ※本市では、「13. 保険者事務共同処理業務」 について、徳島県国民健康保険団体連合会（国 保連合会）に委託をして事務を実施しており、国 保連合会が当該事務を実施するにあたって、個 人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正 時には訂正連絡票）」を提供している。	事前	
平成29年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報 報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	追加	7. 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審 査支払等システムにて使用するデータについ て、電子メール方式で本市と国保連合会との間 で、データの送受信を行うシステムのこと。な お、本市と国保連合会との通信環境は専用回線 を使用している。	事前	
平成29年3月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報 報ファイル名	追加	(7) 伝送通信ファイル ※伝送通信ファイル（受給者情報異動連絡票 データ・受給者情報訂正連絡票データ）は暗号 化し、国保連合会へ送信する。	事前	
平成29年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネッ トワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の 制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） ：第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のう ち、第4欄（特定個人情報）に「介護保険保険法 による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に 関する情報であって主務省令で定めるもの」が 含まれる項（1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 3 9, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 9 4, 117の項） （別表第2における情報照会の根拠） ：第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のう ち、第2欄（事務）に「介護保険保険法による保 険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情 報であって主務省令で定めるもの」が含まれる 項（93, 94の項）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の 制限）及び別表第二 （別表第2における情報提供の根拠） 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 1 09, 117, 120の項 （別表第2における情報照会の根拠） 93, 94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 26年内閣府・総務省令第7号） （別表第二省令における情報提供の根拠） 第2条, 第3条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10 条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第32条, 第33条, 第4 3条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49 条, 第55条, 第55条の2, 第59条の3 （別表第二省令における情報照会の根拠） 第46条, 第47条	事前	適用条項の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年9月1日 時点	平成29年2月1日 時点	事前	時点修正
平成29年3月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年9月1日 時点	平成29年2月1日 時点	事前	時点修正
令和1年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 93, 94の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 93, 94の項	事後	適用条項の整理
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	長寿介護課	健康福祉部長寿介護課	事後	記載方法の変更
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	長寿介護課長 池田 賢次	長寿介護課長	事後	記載方法の変更
令和1年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月30日	Ⅳ リスク対策		項目の追加	事後	様式変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 93, 94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第46条, 第47条	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 93, 94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の2の2, 第59条の3 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第46条, 第47条	事後	適用条項の整理
令和1年12月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正
令和1年12月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 93, 94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の2の2, 第59条の3 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第46条, 第47条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 93, 94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の2の2, 第59条の3 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第46条, 第47条	事後	適用条項の整理
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年11月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年7月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年7月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 93, 94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の2の2, 第59条の3 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第46条, 第47条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 93, 94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第44条の4, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の2の2, 第59条の3 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第46条, 第47条	事後	適用条項の整理
令和5年10月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	時点修正
令和5年10月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	1. 介護保険システム 2. 宛名管理システム 3. 中間サーバー 4. 統合利用番号連携サーバー 5. 収納管理システム 6. 滞納管理システム 7. 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で本市と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、本市と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	1. 介護保険システム 2. 宛名管理システム 3. 中間サーバー 4. 統合利用番号連携サーバー 5. 収納管理システム 6. 滞納管理システム 7. 伝送通信ソフト 8. サービス検索・電子申請機能 9. 申請管理システム ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で本市と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、本市と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	システム追記
令和6年12月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項別表第一 68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第50条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項、別表の100の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第50条	事後	適用条項の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117, 120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 93, 94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第44条の4, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の2の2, 第59条の3 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第46条, 第47	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項 (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,5,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,131,132,144,156,161の項	事後	適用条項の整理
令和6年12月20日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年8月1日	令和6年11月1日	事後	時点修正
令和6年12月20日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年8月1日	令和6年11月1日	事後	時点修正
令和6年12月20日	IV リスク対策		8.人手を介在させる作業、11.最も優先度が高いと考えられる対策 を追加	事後	様式に変更に伴う修正